

令和2年度
包括外部監査報告書
(概要版)

環境施策に関する財務事務の執行について

令和3年3月
長野県包括外部監査人
公認会計士 柴田 博康

目次

第1 総論.....	1
I. 包括外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 外部監査の対象期間.....	1
4. 事件を選定した理由.....	1
5. 外部監査の実施期間.....	1
6. 監査対象機関.....	1
7. 監査従事者.....	2
8. 利害関係.....	2
II. 包括外部監査の視点と方法.....	3
1. 包括外部監査の視点.....	3
2. 包括外部監査の方法.....	3
3. 監査対象とした事業.....	4
第2 選定した特定の事件の概要.....	7
I. 環境施策に関する長野県の対応.....	7
1. 長野県環境基本条例.....	7
2. 第四次長野県環境基本計画について.....	8
II. 監査対象機関の概要.....	10
1. 監査対象機関機構図.....	10
2. 環境部分掌事務.....	11
第3 監査の結果及び意見の総括.....	15
I. 監査結果の総評.....	15
1. 本年度の包括外部監査について.....	15
2. 包括外部監査の総括.....	17
II. 監査の結果及び意見一覧.....	19
1. 監査の結果及び意見の項目数.....	19
2. 監査の結果及び意見の要約.....	20

第1 総論

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

環境施策に関する財務事務の執行について

3. 外部監査の対象期間

原則として令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

ただし、必要に応じて令和元年度以前及び令和2年度の執行分を含む

4. 事件を選定した理由

全国で4番目に広い県土を有しており、県土の8割を森林が占めている長野県は、豊かな自然環境に恵まれ、清らかな水や空気を育み、多様な生物の生息場所となっている。

長野県では、すべての県民は、健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っているとして、平成8年に「長野県環境基本条例」を制定している。

平成30年3月に策定された「第四次長野県環境基本計画」では、「SDGsによる施策の推進」を基本方針に掲げ、環境保全の取組にとどまらず、環境を活かして経済・社会の課題解決を図る取組も積極的に推進していくとしている。

「長野県環境基本条例」や「第四次長野県環境基本計画」のもと、長野県の豊かな環境を次の世代に確実に引き継いでいくため、県は県民、NPO法人、事業者、行政機関などあらゆる主体とのパートナーシップが必要であると考え。さらに、様々な主体を有機的に結びつけていくためには、県が適切な役割を果たしていく必要があると考える。

県が実施している環境対策や自然保護に対する取組に関しては県民の関心も高いと考えられ、包括外部監査において、財務事務の執行が法令・規則等に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的、効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考える。よって、環境施策に関する財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 外部監査の実施期間

令和2年7月6日から令和3年3月15日まで

6. 監査対象機関

環境部、地域振興局

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	柴田 博康
監査補助者	公認会計士	宮本 和之
同	公認会計士	水城 由貴
同	公認会計士	高岡 敏夫
同	公認会計士	柄澤 千恵子
同	公認会計士	原 茂
同	公認会計士	川崎 要介

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(元号の表記)

一部の元号については次のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡例
S	昭和	S63=昭和 63 年
H	平成	H13=平成 13 年
R	令和	R 元=令和元年(平成 31 年)
		R2=令和 2 年

(端数処理)

表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。

(令和 2 年 4 月の組織改正)

長野県は、令和 2 年 4 月に組織改正を行っており、環境部環境政策課と環境部環境エネルギー課を再編している。本年度の包括外部監査は環境エネルギー課が実施していた事業を監査対象としており、令和 2 年度はそれら事業を環境政策課が実施しているが、本報告書では環境エネルギー課の事業として記載している。

(監査対象機関)

監査対象機関は、環境部、地域振興局である。なお、環境部生活排水課は、平成 17 年度の包括外部監査の監査対象だったため、本年度の監査対象から除いている。

II. 包括外部監査の視点と方法

1. 包括外部監査の視点

(1) 環境施策に関する財務事務の合規性に問題はないか

環境施策に関する財務事務は、関連する法令・条例・規則・県の定めた要綱などに準拠しているか。

(2) 環境施策に関する財務事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

環境施策に関する財務事務は効率的に実施され、費用対効果の確認が十分に行われているか、事業の目的に整合する目標値等を設定しているか。

2. 包括外部監査の方法

実施した主な監査手続は次のとおりである。

(1) 概要の把握

- 監査対象事業の概要を把握するため、監査対象部署より事業内容に関する説明資料を入手し、調査分析を実施した。
- 監査対象部署へのヒアリングを実施した。
- 監査対象事業の活動実績等を示す書類の閲覧等を実施し、監査対象事業は関連する法令・条例・規則等にしがって実施されているか、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して実施されているかを検討した。

(2) 監査対象事業に応じた監査手続の実施

- 補助金について、補助金の申請、決定、交付の手続、補助金額の算定、交付時期、実績報告、精算が要綱などに準拠しているか、経済性・効率性の観点から、補助事業の業務が経済的、効率的に行われているかについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。
- 委託事業について、委託理由に合理性はあるか、委託料の算定方法は適正か、委託料は業務の内容に対し適正な水準か、委託先では業務コストの削減努力が行われているかなどについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。

(3) 現地機関の監査

- 監査対象とした現地機関に対しては、現地調査を実施し、資料及び関連する文書を閲覧するとともにヒアリングを実施した。
- 現地調査した現地機関は次のとおりである。
 - ・長野県環境保全研究所飯綱庁舎
 - ・地域振興局（諏訪）

3. 監査対象とした事業

監査対象とした所管部署及び現地機関が実施している次表に記載した事業を監査対象事業とした。

・表 監査対象とした事業

(単位:千円)

所管	No.	事業名	令和元年度 決算額	
環境政策課	1	長野県環境審議会運営事業	3,969	
	2	環境保全活動推進事業	信州豊かな環境づくり県民会議との連携	4,662
			信州環境フェア	
	3	環境教育推進事業	信州環境カレッジ事業	23,656
			紙の再生・利活用推進事業	
			キッズ ISO プログラム事業	
	4	環境自然保護基金	7,133	
5	G20 関係閣僚会合推進事業	25,161		
6	環境影響評価審査事業	6,099		
7	環境保全に関する調査研究	75,513		
環境政策課(旧環境エネルギー課)	1	次期長野県環境エネルギー戦略の重点施策構築事業	18,237	
	2	G20 を契機とした環境エネルギー政策等発信事業	840	
	3	家庭の省エネ政策	家庭の省エネサポート制度運営事業	7,834
			地球温暖化防止活動推進員事業	
			長野県環境保全協会運営事業	
	4	事業活動の省エネ政策	信州エネルギーマネジメント支援事業	34,529
			県有施設省エネ化推進事業	
			温暖化対策協議会運営事業	
			環境管理システム普及促進事業	
			環境マネジメントシステム運用事業	
	エコマネジメント長野運用業務等効率化事業			
	5	建築物の省エネ政策	4,015	
	6	総合的施策の推進	地球温暖化対策の総合的推進	39,841
地球温暖化適応施策推進事業				
7	自然エネルギー政策	地域主導型自然エネルギー創出支援事業	67,056	
		自然エネルギー地域発電推進事業		
		信州の屋根ソーラー普及事業		
		地域エネルギー事業者担い手育成事業		
		環境エネルギー分野ビジネス創出事業		

所管	No.	事業名	令和元年度 決算額	
水大気環境課(水関係)	1	水環境保全普及啓発事業	水環境行政の推進	1,017
			水辺の外来植物対策	
			水資源保全地域の指定	
			水需給動態調査の実施	
	2	河川・湖沼等水質保全 対策推進事業	特定施設等に係る各種届出の審査、指導	95,880
			工場・事業場の排水の水質検査	
			河川・湖沼の水質常時監視	
			水源地域など河川上流域における水質測定	
			地下水の水質常時監視	
			土壌汚染対策	
			諏訪湖創生ビジョン推進事業	
	3	水道事業監督指導事業	立入検査の実施	1,805
研修会の実施				
水質検査の実施				
4	水道施設整備促進事業	上伊那広域水道用水供給事業の推進	458,528	
		水道施設整備の指導		
		生活基盤施設耐震化等補助金		
水大気環境課(大気関係)	1	環境保全活動等推進事業	公害紛争処理	333
			公害防止普及啓発	
	2	大気常時監視事業 (大気汚染防止対策事業)	ばい煙等の発生に係る各種届出の審査、指導	61,392
			工場・事業場のばい煙等の検査	
			アスベスト環境対策の推進	
			大気常時監視	
	3	騒音・振動・悪臭対策事業	騒音・振動・悪臭対策	9,376
			リニア中央新幹線鉄道騒音に係る類型指定	
			北陸新幹線騒音・振動の対策	
	4	化学物質対策事業	航空機騒音の測定調査	7,334
			ダイオキシン類に係る各種届出の審査、指導	
			ダイオキシン類の環境調査	
		化学物質の環境実態調査		

所管	No.	事業名	令和元年度 決算額
自然保護課	1	人と生きものパートナーシップ推進事業	1,323
	2	希少種戦略構築事業	5,968
	3	外来生物戦略構築事業	5,442
	4	自然探勝会事業	556
	5	自然保護センター整備・運営事業	10,716
	6	信州ネイチャーセンター構築事業	9,848
	7	魅力ある自然公園づくり事業	7,250
	8	国定公園等自然環境保全対策事業	592
	9	自然保護レンジャー事業	546
	10	自然公園施設等整備事業	21,285
	11	自然環境整備支援事業	66,073
	12	県立自然公園整備支援事業	17,472
	13	民間との協働による山岳環境保全事業	15,413
	14	登山道等緊急整備支援事業	39,749
資源循環推進課	1	“チャレンジ 800”ごみ減量推進事業	8,941
	2	産業廃棄物の 3R サポート	151
	3	きれいな信州環境美化運動の推進	98
	4	循環型社会形成推進事業	33
	5	リサイクル関連法等の円滑な推進	70
	6	一般廃棄物処理に係る市町村支援	21
	7	一般廃棄物処理施設に係る許可事務等	904
	8	産業廃棄物に係る許可事務等	528
	9	多量排出事業者等に対する産業廃棄物処理計画等の作成指導及び公表	40
	10	産業廃棄物処理業者等の指導育成	257
	11	PCB 廃棄物処理推進事業	696
	12	廃棄物処理施設用地の維持管理	4,412
	13	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会	15
	14	産業廃棄物実態調査	6,490
	15	廃棄物指導員配置事業	23,332
	16	不法投棄監視連絡員配置事業	8,570
	17	廃棄物不適正処理の防止	49,115

第2 選定した特定の事件の概要

I. 環境施策に関する長野県の対応

1. 長野県環境基本条例

(1) 長野県環境基本条例の制定

長野県は、平成8年3月に長野県環境基本条例を制定している。

この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものである。

同条例前文には次の記載がある。

前文

私たち長野県民は、日本アルプスの雄大な山々、豊かな森林とそこではぐくまれた清らかな水など、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然の恵みの下、歴史を刻み、文化を築き上げてきた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量な消費、廃棄物の大量な発生を伴う今日の社会経済活動は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、自然の生態系に影響を及ぼし、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境までもが損なわれるおそれを生じさせている。

長野県は、これまで、人の健康や生活環境に対する被害を防止するとともに、国民的財産である本県の自然環境の保全に多大な努力を払ってきた。今後、さらに、環境を良好な状態に保ちつつ、より快適な環境を創造するとともに、地球環境の保全へも積極的に貢献していかなければならない。

もとより、すべての県民は、健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

ここに、すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くため、この条例を制定する。

(2) 長野県環境基本条例の概要

長野県環境基本条例の概要は次表のとおりである。

内容	
第1章	総則
第2章	環境の保全に関する基本的施策
第1節	施策の基本方針等
第2節	環境の保全に関する施策
第3節	地球環境の保全に関する施策
第4節	施策の推進体制等
第3章	長野県環境審議会

2. 第四次長野県環境基本計画について

(1) 策定の趣旨

長野県環境基本計画は、長野県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されている。

長野県環境基本条例第8条

知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(2) 計画期間

2018年度(平成30年度)～2022年度の5年間

(3) 計画の特色

①SDGs(持続可能な開発目標)による施策の推進

○SDGsの17のゴールのうち、13のゴールに関連している。

○環境保全の取組に加え、経済・社会の課題解決を図る取組を記載している。

○SDGsと関連付けた基本目標を設定している。

基本目標：『共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし』

○共に育み・・・パートナーシップ

○未来につなぐ・・・持続可能

○信州の豊かな自然・・・長野県が誇る自然環境

○確かな暮らし・・・経済・社会・環境の統合的向上

②「第6次長野県水環境保全総合計画」と一体的に作成

○「第四次長野県環境基本計画」における「水環境の保全」に関する部分を「第6次長野県水環境保全総合計画」に位置づけ、一体性・整合性を確保している。

③標高差や地域の特性に着目した取組を記載

垂直ゾーニング…長野県の特徴である標高差に着目し、施策展開の考え方を記載している。

水平ゾーニング…10の広域圏ごとに、地域の特性等を踏まえた取組を記載している。

④コラムにより先進的事例等を紹介

コラムにより先進的な取組事例等を紹介し、わかりやすさ・親しみやすさに配慮している。

(4)長野県環境基本計画に関する計画・条例

①上位計画

計画名	計画期間	計画の根拠等
長野県総合5か年計画	2018年度～2022年度	・平成30年3月14日議決

②個別計画

計画名	計画期間	計画の根拠等
長野県環境エネルギー戦略 ～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～	2013年度 ～2020年度	・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・長野県地球温暖化対策条例
温室効果ガス削減のための「第5次長野県職員率先実行計画」	2016年度 ～2020年度	・地球温暖化対策の推進に関する法律
長野県希少野生動植物保護基本方針	2003年度～	・長野県希少野生動植物保護条例
生物多様性ながの県戦略	2012年度 ～2020年度 (短期)	・生物多様性基本法
野尻湖に係る湖沼水質保全計画 (第5期)	2014年度 ～2018年度	・湖沼水質保全特別措置法
長野県「水循環・資源循環のみち 2015」 構想	2016年度 ～2030年度	・平成26年1月30日付国土交通省、農林水産省、環境省課長通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」
諏訪湖に係る第7期湖沼水質保全計画	2017年度 ～2021年度	・湖沼水質保全特別措置法
長野県水道ビジョン	2017年度 ～2026年度	・平成26年3月19日付厚生労働省課長通知「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」
諏訪湖創生ビジョン	2018年度 ～2022年度	
長野県廃棄物処理計画(第4期)	2016年度 ～2020年度	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

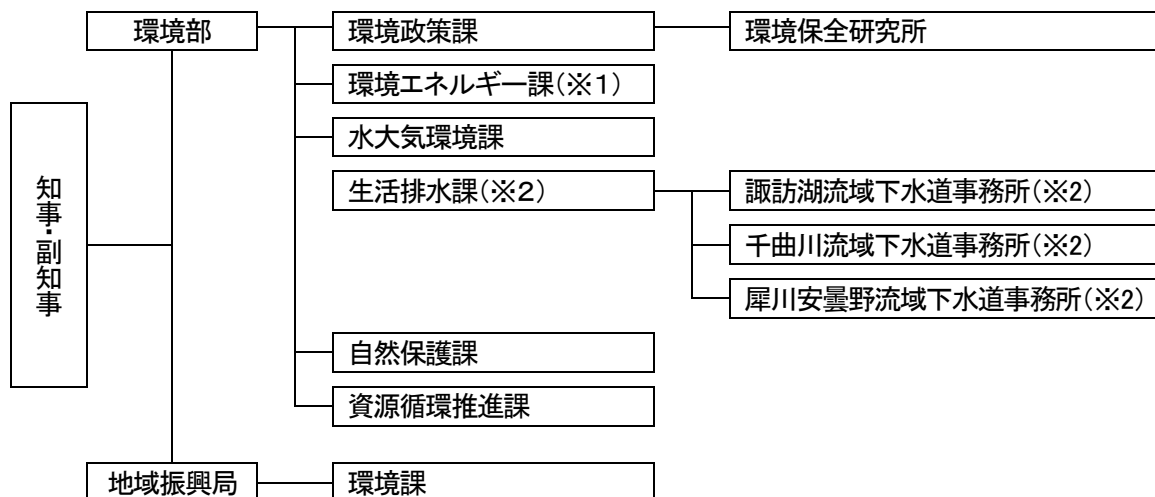
③関係条例

条例名	公布日・番号
長野県環境基本条例	平成8年3月25日長野県条例第13号
長野県環境影響評価条例	平成10年3月30日長野県条例第12号
長野県地球温暖化対策条例	平成18年3月30日長野県条例第19号
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	平成20年3月24日長野県条例第16号
公害の防止に関する条例	昭和48年3月30日長野県条例第11号
長野県流域下水道条例	昭和54年3月5日長野県条例第11号
長野県水環境保全条例	平成4年3月19日長野県条例第12号
長野県豊かな水資源の保全に関する条例	平成25年3月25日長野県条例第11号
長野県立自然公園条例	昭和35年7月18日長野県条例第22号
長野県自然環境保全条例	昭和46年7月13日長野県条例第35号
長野県希少野生動植物保護条例	平成15年3月24日長野県条例第32号

II. 監査対象機関の概要

1. 監査対象機関機構図

監査対象とした環境部等の機構図は次のとおりである。



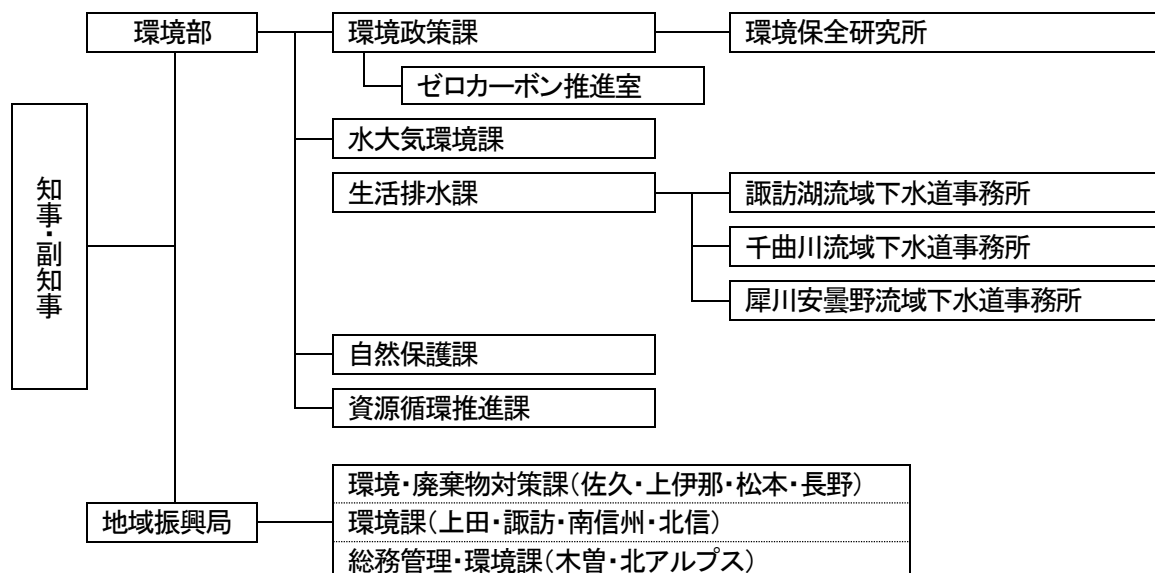
※1 本報告書では「環境政策課(旧環境エネルギー課)」と表記している。

※2 監査対象から除いている。

(出典: 令和元年度事業概要書(長野県環境部)より監査人作成)

※令和2年4月の組織改正について

令和2年8月1日現在の長野県機構図は次のとおりである。



(出典: 長野県ホームページより監査人作成)

長野県は、令和2年4月に組織改正を行っており、環境部については、気候変動対策に関連する施策を一体的・効果的に推進するため、「環境政策課」と「環境エネルギー課」を再編するとともに、脱炭素社会推進の取組を実行する「ゼロカーボン推進室」を設置している。

2. 環境部分掌事務

(1) 本庁

① 環境政策課

係名	主な分掌事務
総務係	環境部の人事その他庶務に関する事項 環境審議会(温泉審査部会を除く。)の庶務に関する事項 環境保全研究所に関する事項
企画経理係	環境の保全に係る企画及び連絡調整に関する事項 環境部の予算編成及び執行に関する事項
環境審査係	環境影響評価に関する事項 環境影響評価技術委員会の庶務に関する事項
G20 関係閣僚会合担当	G20 関係閣僚会合の開催に関する事項

② 環境政策課(旧環境エネルギー課)

係名	主な分掌事務
環境管理係	環境マネジメントシステム及び率先実行計画の推進に関する事項 省エネ・節電に係る県民運動に関する事項
温暖化対策係	地球温暖化対策に係る企画、連絡調整及び推進に関する事項 環境エネルギー戦略の推進、地球温暖化対策条例の施行に関する事項
新エネルギー推進係	再生可能エネルギーに係る企画及び連絡調整に関する事項 再生可能エネルギーの導入に関する事項

③ 水大気環境課

係名	主な分掌事務
水環境係	水環境の保全に係る企画及び連絡調整に関する事項 水資源及び水辺環境の保全に関する事項
水質保全係	水質の保全に関する事項 土壌環境の保全に関する事項
大気保全係	大気環境の保全に関する事項 騒音、振動、悪臭及び地盤沈下に関する事項 ダイオキシン等化学物質対策に関する事項 公害の苦情及び紛争の処理に関する事項 公害審査委員候補者の庶務に関する事項
水源水道係	水道及び水源に関する事項

④生活排水課

係名	主な分掌事務
業務係	下水道関係の工事事務に関する事項 下水道関係の補助金に関する事項 流域下水道事業会計に関する事項 流域下水道事務所に関する事項
生活排水係	生活排水処理等の企画に関する事項 公共下水道に関する事項 都市下水路に関する事項 農業集落排水に関する事項 浄化槽に関する事項
流域下水道係	流域下水道に関する事項

⑤自然保護課

係名	主な分掌事務
自然保護係	自然環境の保全に係る企画及び連絡調整に関する事項 希少野生動植物等生物多様性の保全に関する事項 自然公園の適正な管理に関する事項
自然公園係	自然公園等の施設整備に関する事項 山岳の環境保全及び適正利用の推進に関する事項

⑥資源循環推進課

係名	主な分掌事務
資源化推進係	循環型社会の推進に係る企画及び連絡調整に関する事項 廃棄物の資源化の推進に関する事項
廃棄物政策係	廃棄物対策に係る企画及び連絡調整に関する事項 廃棄物の発生抑制及び適正処理の推進に関する事項
廃棄物審査係	廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許認可に関する事項
廃棄物指導員	廃棄物処理の監視及び指導に関する事項
廃棄物監視員	

(2) 現地機関

① 環境保全研究所

係名	主な分掌事務
企画総務部	環境施策に係る調査研究の企画及び調整に関する事項 環境学習の推進に関する事項 試験検査技術の精度管理及び研修に関する事項 試験研究結果等の管理及び活用に関する事項 庶務及び会計に関する事項
水・土壌環境部	健全な水循環の調査研究に関する事項 飲料水、温泉及び生活排水等の試験検査に関する事項 土壌環境保全の調査研究に関する事項
大気環境部	大気環境保全の調査研究に関する事項 騒音、振動及び悪臭の試験検査に関する事項 電磁波の試験検査に関する事項
循環型社会部	廃棄物の発生抑制、適正処理及び資源化の調査研究に関する事項 化学物質、アスベスト等の試験検査に関する事項 放射能の試験検査に関する事項
自然環境部	動植物の生態の調査研究に関する事項 希少野生動植物の保護及び保全の調査研究に関する事項 自然の復元及び回復等の調査研究に関する事項 地球温暖化対策の調査研究に関する事項 ヒートアイランド現象の調査研究に関する事項 社会経済システム及びエネルギー消費の調査研究に関する事項
感染症部	感染症及び食中毒に係る検査に関する事項 食品及び医薬品等の微生物検査に関する事項 感染症の調査研究に関する事項
食品・生活衛生部	食品、食品用器具及び容器包装の試験検査に関する事項 遺伝子組換え食品、食品のアレルギーマテリアル検査に関する事項 医薬品、医療機器等の試験検査に関する事項 家庭用品の試験検査に関する事項

② 諏訪湖流域下水道事務所

係名	主な分掌事務
管理課	庶務及び会計に関する事項 諏訪湖流域下水道の管理に関する事項 諏訪湖流域下水道の公共用地の取得及び登記に関する事項
整備課	諏訪湖流域下水道工事の計画、調査、設計、施行及び監督に関する事項 諏訪湖流域下水道の維持保全に関する事項 諏訪湖流域下水道の関連公共下水道の調整に関する事項

③千曲川流域下水道事務所

係名	主な分掌事務
総務課	庶務及び会計に関する事項 公共用地の取得及び登記に関する事項
計画調査課	千曲川流域下水道工事の計画及び調査に関する事項 千曲川流域下水道の関連公共下水道の調整に関する事項
上流施設課	千曲川流域下水道上流処理区内の管理に関する事項 千曲川流域下水道上流処理区内の流域下水道工事の設計、施工及び監督に関する事項
下流施設課	千曲川流域下水道下流処理区内の管理に関する事項 千曲川流域下水道下流処理区内の流域下水道工事の設計、施工及び監督に関する事項

④犀川安曇野流域下水道事務所

係名	主な分掌事務
管理課	庶務及び会計に関する事項 犀川安曇野流域下水道の管理に関する事項 犀川安曇野流域下水道の公共用地の取得及び登記に関する事項
整備課	犀川安曇野流域下水道工事の計画、調査、設計、施行及び監督に関する事項 犀川安曇野流域下水道の維持保全に関する事項 犀川安曇野流域下水道の関連公共下水道の調整に関する事項

(3)地域振興局

①環境課

係名	主な分掌事務
(松本・長野のみ) 環境保全係 廃棄物対策係	地球温暖化対策に関する事項 水、土壌、大気その他生活環境の保全に関する事項 水道に関する事項 浄化槽に関する事項 自然環境の保全及び自然公園に関する事項
(諏訪のみ) 諏訪湖環境改善担当設置	環境影響評価に関する事項 廃棄物に関する事項

第3 監査の結果及び意見の総括

I. 監査結果の総評

1. 本年度の包括外部監査について

令和元年12月6日に長野県は、「気候非常事態宣言ー2050 ゼロカーボンへの決意ー」(以下「非常事態宣言」という。)を発出している。

非常事態宣言は、将来世代の生命を守るため、気候変動対策としての「緩和」と災害に対応する強靱なまちづくりを含む「適応」の二つの側面に取り組んでいかななくてはならないとしている。そして、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを決意し、県民一丸となった徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、さらにはエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進めるとしている。

令和2年12月に環境省が公表している「令和3年度環境省重点施策～「3つの移行」による経済社会の「リデザイン(再設計)」」(以下「環境省重点施策」という。)では、「脱炭素社会への移行」、「循環経済への移行」、「分散型社会への移行」という「3つの移行」による、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン(再設計)」を強力に進めていくとしている。

(1) 脱炭素社会への移行について

環境省は、「2050年に温室効果ガス又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を公表した地方自治体」をゼロカーボンシティと呼んでいる。

脱炭素社会への移行について環境省重点施策は、ゼロカーボンシティの動きを後押しするため、地域再エネ最大限導入のための計画づくり、地域の状況に応じた再エネ等の自立・分散型エネルギーの導入など、ソフト・ハード両面からのパッケージ支援を推進するとしている。また、ウィズコロナ・ポストコロナ時代にニーズが高まるデジタル分野や移動・物流、住宅・建築物など、脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進するとしている。

長野県は、令和2年4月に環境政策課と環境エネルギー課を再編し、環境部に「ゼロカーボン推進室」を設置しているが、従前より環境政策課及び環境エネルギー課を中心として脱炭素社会推進への取組を行っており、本年度の包括外部監査ではそのような取組を監査対象事業としている。

(2) 循環経済への移行について

循環経済への移行について環境省重点施策は、廃棄物等の循環的な利用や適正処理を進めるとともに、資源循環ビジネスの活性化等を図り資源生産性を高めていくことなどを通じて、ポストコロナ時代を支える新たな競争力の源泉として「循環経済」への移行を進めるとしている。そして、企業や自治体、消費者など多様なプレーヤーを巻き込みながら、プラスチック資源循環等を推進し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の持続可能でレジリエントな廃棄物処理体制の構築を進めるとしている。

長野県の1人1日あたり一般廃棄物排出量は5年連続で日本一少ない。このことについては、ごみ問題に対する県民の意識の高さが大きいと考えるが、行政の不断の取組も寄与しているものとする。循環型社会の推進のための取組は資源循環推進課が中心となって実施しており、本年度の包括外部監査ではそのような取組を監査対象事業としている。

(3)分散型社会への移行について

分散型社会への移行について環境省重点施策は、経済社会の変化やニーズを捉え、再エネや自然・生物多様性等の地域資源を活かすとして、「気候変動×防災」の相乗効果を発揮させる取組の推進や、原形復旧の発想にとらわれず、土地利用のコントロールや自然が持つ多様な機能の活用なども含めて気候変動への適応を進める「適応復興」の発想に基づく取組を進めるとしている。

長野県は、日本アルプスや豊かな森林とそこではぐくまれた清らかな水など、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然に恵まれており、自然・生物多様性等の地域資源を活かす取組は非常に重要と考える。自然・生物多様性等の地域資源を活かす取組は自然保護課が中心となって実施しており、本年度の包括外部監査ではそのような取組を監査対象事業としている。

(4)水環境・大気環境等の保全について

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関して定められた基準値であり、行政が政策上の目標とするものである。国、地方公共団体等は環境基準を達成するため、各施策を総合的、計画的に実施する必要がある。

水環境の保全について、県内の河川・湖沼などの水質は、長期的には改善が進んできており、令和元年度の河川の環境基準達成率は95.8%と良好な状況にある。一方、湖沼の環境基準達成率は33.3%と低い状況となっている。

大気環境等の保全に関する状況について、光化学オキシダントを除く大気汚染物質について、令和元年度は、全測定局で環境基準を達成しており、概ね良好な状況が続いている一方、光化学オキシダントは、そのすべてで環境基準は未達成となっている。

地方公共団体は従前より、水環境・大気環境等の保全について重要な責務を負ってきている。水環境・大気環境等の保全に関する取組について長野県は水大気環境課が中心となって実施しており、本年度の包括外部監査ではそのような取組を監査対象事業としている。

2. 包括外部監査の総括

環境施策に関する財務事務の執行についての総括は次のとおりである。

(1) 施策の持続性・継続性について

地方自治法は、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、「最少の経費で最大の効果」を挙げるようにしなければならないと規定している。地方公共団体は常にこの考え方に基づいて事務を執行する必要があり、このことは環境施策も同様である。

環境施策は、短期的に効果を上げることが難しい分野であり、施策によっては効果を上げるまでに相当期間を要するものもあると考える。短期的な状況だけで施策の是非を判断すると施策の方向性を誤ってしまう可能性があり、効果を発現させるためには、施策に一定の持続性、継続性が必要とされる。

環境施策においては、持続性、継続性をどのように確保するかが大きなポイントと考える。

(2) 問題意識の醸成について

環境施策は規制型と適応型に大別されると考える。規制型は法律や条例等で従うべきルールを定め、それを遵守させるもので、公害防止や生活環境保全のための取組などがあてはまる。これまでの行政の環境施策の中心とされてきたものと思われる。

一方、適応型は、ルールを定め、その遵守を求めるものではなく、行政が目標やあるべき方向性を示し、住民や事業者等に対して、目標や方向性に向けての対応を求めるものである。上述した脱炭素社会への移行、循環経済への移行及び分散型社会への移行の「3つの移行」は適応型といえるもので、近年は適応型への注目が多く集まっている。

3つの移行は将来を考えれば必要な施策であり、その方向性自体に異を唱えるケースは限定的と思われる。ただし、その方向性に向かって今何を行うべきなのか、何ができるのかは住民や事業者により受取方が異なることが考えられ、また、行うべきことを意識していても、現在の生活や事業活動に大きな影響を及ぼす可能性があるような場合には、自らの行動を見直すことに躊躇が生じることも考えられる。

認識の違いや影響を超え、施策の効果を高めていくためには、環境施策に対する住民や事業者の問題意識を醸成させていくことが肝要である。

たとえば、成果指標『環境のためになること(環境に配慮した暮らし)』を実行している人の割合は60%～70%台で推移している。この点、令和元年度及び令和2年度は目標値である75.0%に対して未達となっている。とりわけ、18歳～20代及び30代の、令和2年度調査の同割合は50%台にとどまっており、将来を担う若年世代の環境への関心度合いが相対的に低い状況にある。

長野県の1人1日あたり一般廃棄物排出量は5年連続で日本一少なく、従前より県民の環境に対する意識には高いものがあると感じられる。もともと有している県民の問題意識の高さを環境施策全般にどのように波及させていくかが重要である。

(3) リスクコミュニケーションについて

環境施策を効果的に実施するための方法の一つとして、リスクコミュニケーションの概念を取り入れ、これを推進していくことが考えられる。

リスクコミュニケーションについて経済産業省は、安全など事業活動にかかわるリスクは少ないことが望ましいが、リスクをゼロにすることはできないため、上手にリスクとつきあっていくことが重要になるとしている。

そのためには事業者が地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを行うことが必要で、これがリスクコミュニケーションであるとしている。

たとえば、第四次長野県環境基本計画第3章長野県の将来像では、概ね2030年頃に目指す長野県の将来像として、「気候変動による影響が県民に広く共有され、気候変動に対する緩和策と適応策が社会全体で総合的に進み、当該影響による県民生活や自然環境等への被害が最小化あるいは回避されています。」を掲げている。

このことが実現するためには、気候変動としてどのような変化が生じているのか、その変化が県民の生活にどのような影響を及ぼす可能性があるのか、その影響を最小限に回避するためには県民はどのような行動を起こす必要があるかなどの情報を県が県民と共有しておく必要がある。

気候変動とその影響について県は、環境保全研究所において研究が行われており、情報を有していることである。県民に正しく情報を伝え、リスクに関するコミュニケーションを図っていくことが県の役割として重要であると思われる。

(4)情報開示について

リスクコミュニケーションにおいては情報の共有化が重要であるが、そのことを含め、環境施策に関する情報の開示についてはより積極的に進めていく必要がある。

たとえば、身近な情報発信の手段としてホームページが有効であるが、現在の県のホームページでは環境施策に関する研究成果などが十分に伝わり切れていない印象を受けている。このことについては、ホームページの機能や容量等に制約があり、環境部だけの対応では改善が難しいとのことである。制約があることについてはやむを得ない面もあるが、そのような制約の中でいかに効果的な情報発信を行っていくかについては十分検討の余地があると考ええる。

包括外部監査の実施によって、県は、環境施策に関して様々な研究成果を得ていることが把握できたが、そのような成果を十分に伝えきれていないのが現状と思われる、改善の余地があると感じられた。

(5)規制型への対応について

上述したように近年は、適応型の環境施策に注目が多く集まっている状況である。しかしながらこのことは、規制型の環境施策の重要性が低下したのではなく、規制型の環境施策についてもこれまで以上に十分な対応を図っていく必要がある。

特に県は、湖沼の環境基準達成率が低い状況となっており、湖沼の水質改善は県にとって重要な施策と考える。

II. 監査の結果及び意見一覧

1. 監査の結果及び意見の項目数

監査対象項目	結果	意見
I. 環境政策課	—	4
II. 環境政策課(旧環境エネルギー課)	—	13
III. 水大気環境課水環境係、水質保全係及び水源水道係	—	1
IV. 水大気環境課大気保全係	—	2
V. 自然保護課	3	12
VI. 資源循環推進課	—	7
合計	3	39

「監査の結果」とは、今後、県において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、法規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

「監査の意見」とは、「監査の結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待する事項をいう。

2. 監査の結果及び意見の要約

(「頁」は包括外部監査報告書本体のページ番号)

内 容	区分		頁
	結果	意見	
I. 環境政策課に関する結果及び意見			
2 環境保全活動推進事業 ①成果指標の達成状況及び県民の環境意識の醸成について(意見 1) 成果指標『環境のためになること(環境に配慮した暮らし)』を実行している人の割合は、目標の 75.0%に対し、年度によって 10%程度の増減はあるものの、60%～70%台で推移している。とりわけ、18 歳～20 代及び 30 代の、最新の調査の同割合は 50%台にとどまっており、将来を担う若年世代の環境への関心度合いが相対的に低い状況にあることは大きな課題と思われる。 気候変動への対策や循環型社会の構築を一層推進していくために、あらゆる機会を活用し、また、あらゆる媒体や方法を駆使して、県民の環境に対する意識・行動変容に向けた啓発を行うことが求められるとともに、県が現在実施している、または今後実施を予定している啓発事業について、県民の関心をさらに高めるための PR や効果的な実施が望まれる。	○		51
②「信州豊かな環境づくり県民会議」の有効活用について(意見 2) 県民会議に対する負担金として、令和元年度に 2,300 千円を拠出している。県民会議の前身団体である「長野県美しい環境づくり推進会議」に対しては、平成 5 年度から平成 7 年度にかけて 11,500 千円を負担していたものの、当該金額をピークに、以後は圧縮基調にある。また、県民会議の会員数も減少傾向にある。 県は、あらゆる主体のパートナーシップによる環境保全活動や環境教育を推進していく立場から、環境に配慮した暮らしの定着に向けた県民運動の推進、地域における協働の促進といった役割を県民会議が担っていくことについて、より一層の働きかけを行うことが望まれる。	○		52
3 環境教育推進事業 ①「信州環境カレッジ事業」における事業実施の全県への展開について(意見 3) 一般社団法人長野県環境保全協会が提出した「平成 31 年度『信州環境カレッジ』運営業務 委託業務完了報告書」及び中信地区環境教育ネットワークが提出した「平成 31 年度『信州環境カレッジ』に係るコーディネート業務 委託業務実施報告書」によれば、「団体・学校等への広報」業務に基づき、中信地区環境教育ネットワークが講座の登録や利用のために訪問した小中学校やその他の団体等も中信地区が中心とのことであった。結果的に、令和元年度に開催された地域講座及び学校講座の件数は、いずれも中信地区の講座が他地区(北信、東信、南信)に比べて多くなっており、県民が本事業において享受することのできる「学び」の機会は、中信地区以外の地区もまだまだ拡大の余地があるように見受けられる。 今後は、中信地区のみならず、全県の団体・学校等へ向けた講座の登録や利用の促進を行うこと、ひいては全県における講座の活性化を図るような施策を図っていくことが望ましい。	○		55

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>7 環境保全に関する調査研究</p> <p>①PR 方法の見直しについて(意見 4)</p> <p>情報発信の方法としてホームページの活用は必須であると考え、現状については見直す余地がある。たとえば、環境保全研究所の飯綱庁舎は、自然環境の保全に関する学習交流の拠点として県民等に施設が開放されているが、この情報は環境保全研究所のトップページからは直接リンクしていない。</p> <p>今回の包括外部監査では飯綱庁舎の現地調査を実施しており、情報発信の重要性については県も十分承知している状況がうかがえた。環境保全研究所については、意義や目的、事業内容等をよりわかりやすく情報発信していく必要がある。</p>		○	62

内 容	区分		頁
	結果	意見	
II. 環境政策課(旧環境エネルギー課)に関する結果及び意見			
3 家庭の省エネ政策 ①家庭の省エネサポート制度運営事業の成果の把握分析について(意見 5) エネルギー供給事業者及び電気機械器具等小売事業者が業務の中で家庭と接する機会に、省エネアドバイスや省エネ診断を実施する「家庭の省エネサポート制度」を円滑に機能させるため、技術的指導、ヘルプデスク設置、省エネアドバイザーの研修等の支援業務を行うものである。 アドバイス実績は着実に増加しているが、温室効果ガスの家庭部門の削減に関しては、本事業によるアドバイス実施後の行動変容の有無や削減効果の把握が困難であることを課題としている。 当面の成果の把握方法としては、アドバイスを実施した家庭に対してアンケート調査を行い、行動変容の有無を確認することが一つの方法であり、県もこのことを本事業の令和2年度の方向性にあげている。県においては、この方向性に従い、成果の把握に努めていく必要がある。		○	68
②家庭の省エネサポート制度運營業務委託の収支報告の入手について(意見 6) 運營業務委託について、受託者から実施した事業を記載した報告書を受領しているが、収支報告書は入手していない。運営委託業務の仕様書においては収支報告書の提出は求めているが、運營業務委託事業が効率的、経済的に実施されているかどうかを県が把握し、また、運營業務委託事業が効率的、経済的に行われていることについての県の説明責任を果たすためにも、受託者に収支報告書の提出を求めよう仕様書の内容を改めることが望ましい。		○	69
③一般社団法人長野県環境保全協会運営費補助金について(意見 7) 一般社団法人長野県環境保全協会運営費補助金交付要綱に基づき、保全協会に補助金を交付している。補助対象は、長野県地球温暖化防止活動推進センター業務に従事する職員の人件費(令和元年度は、エコスペース担当の事務局職員1名の人件費全額と、センターエコスペース館長1名の人件費の6割)である。 館長1名の人件費については、館長の業務のうちセンター業務に従事する割合を保全協会において明確にし、それを確認しておく必要がある。		○	69
④長野県地球温暖化防止活動推進員の活動について(意見 8) 55名の長野県地球温暖化防止活動推進員の活動が、広い県土を有している長野県において、一定の地域に偏ることなく県域全体で行われるよう、県センターと連携していく必要がある。		○	70

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>4 事業活動の省エネ政策</p> <p>①信州エネルギーマネジメント支援事業における中小規模事業者への対応について(意見 9)</p> <p>大規模事業者の温室効果ガス排出量の削減に関しては一定の成果を上げていると思われ、今後は、中小規模事業者への対応がポイントと考える。意識啓発も重要だが、それだけでは中小規模事業者が行う対応にも限界があると思われる。中小規模事業者が行う温室効果ガス排出量の削減への取組に対する支援をどのような方法で進めるかが大きな課題と考える。</p> <p>中小規模事業者の温室効果ガス排出量の削減について、どのような対応が効果的なのか、十分に検討する必要がある。</p>		○	72
<p>5 建築物の省エネ政策</p> <p>①建築物の省エネ政策への取組について(意見 10)</p> <p>本事業を今後も継続するのであれば、県内のインスペクションの主要な担い手に制度が十分に浸透しなかった原因を分析し、その結果を踏まえて適切な対応を図るとともに、簡易診断を促す材料として十分な情報収集に努めていく必要がある。</p>		○	74
<p>②建築物の省エネ政策の成果について(意見 11)</p> <p>本事業の本来の目標は建築物の性能に関連するエネルギーの削減を実現することにある。建築物の性能に関連するエネルギーの削減がどの程度実現しているのか、本来の目標の達成状況に留意して事業を進めていく必要がある。</p>		○	74
<p>③建築物の省エネ改修サポート制度運営業務委託の収支報告の入手について(意見 12)</p> <p>サポート制度委託について、受託者から実施した事業を記載した報告書を受領しているが、収支報告書は入手していない。仕様書においても収支報告書の提出は求めているが、サポート制度委託事業が効率的、経済的に実施されているかどうかを把握し、また、サポート制度委託事業が効率的、経済的に行われていることについての県の説明責任を果たすためにも、受託者に収支報告書の提出を求めるよう仕様書の内容を改めることが望ましい。</p>		○	74
<p>6 総合的施策の推進</p> <p>①気候変動の適応策について(意見 13)</p> <p>信州気候変動適応センターは、これまで十分に行われてこなかった適応策実施主体へのデータ提供方法の確立及び分野別の影響評価情報のクラウド化を行うとしているが、これら業務について、効率的、効果的に対応していくことが望まれる。また、新規業務の一つである市町村等への適応に関する取組支援については、市町村等の連携をこれまで以上に密に行い、市町村等のニーズに適切に応えられる仕組みづくりが重要である。</p> <p>センターの設置により、各主体における適応に関する技術やサービス、施策の創出や、上述した課題の解消に向けての効果的な事業実施が望まれる。</p>		○	76

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>7 自然エネルギー政策</p> <p>①「地域主導型自然エネルギー創出支援事業」の実績がない助成事業について(意見 14)</p> <p>「エネルギー自立地域」を目指す市町村助成については、平成 28 年度から毎期予算化されているものの、これまでの助成実績はないとのことであった。</p> <p>県として引き続き支援していくべき分野であることから、実績につながるよう、県内の市町村に向けてより効果的な周知活動を実施するなど、地域における「エネルギー自立地域」の動きが加速するよう、取り組んでいく必要がある。</p>		○	82
<p>②「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の活用度合いへの評価について(意見 15)</p> <p>「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の活用度合いに関して、その業務の委託先からサイトへのアクセス数に関するデータを入手しているが、現時点においては、当該データが有効に活用されていない。</p> <p>太陽光エネルギーのさらなる利用拡大のため、当該データを有効に活用すること等により、「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の今後の活用手法を検討していく必要がある。</p>		○	82
<p>③「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」に登録されている専門家の活用状況について(意見 16)</p> <p>どれだけ自然エネルギーの地域の担い手が育成されているか、また、どれだけ地域自ら自然エネルギー事業を行う地域エネルギー事業者の立ち上げが支援されているかを把握することができず、事業目的が達成されているかの検証が困難となっている。</p> <p>本サイトに登録されている専門家の活用状況をフォローするなど新たな仕組み作りが必要である。</p> <p>「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」を活用しながら、現在の事業内容に加え、登録された専門家と地域をつなぐ自然エネルギーのコーディネート機能を担う中間支援事業を実施する予定とのことであり、効果的な事業実施が望まれる。</p>		○	83
<p>④「自然エネルギー人材バンク&情報データベース」の広報活動について(意見 17)</p> <p>県は本事業の成果指標として、本事業の事業期間の最終年度である令和 4 年度には同 WEB サイトへの年間訪問者数 10,000 人を掲げているものの、減少傾向にある年間訪問者数の推移に加え、主だった広報活動等も実施していないため、成果指標の達成は困難な状況になりつつある。</p> <p>県内の想定利用者に向けた積極的な広報活動や、より利便性の高い WEB サイトへのアップデートを行うなど、同 WEB サイトの活用度合いを高めていく施策を実施することが望まれる。</p>		○	83

内 容	区分		頁
	結果	意見	
Ⅲ. 水大気環境課水環境係、水質保全係及び水源水道係に関する結果及び意見			
2 河川・湖沼等水質保全対策推進事業 ①成果指標の設定について(意見 18) 河川・湖沼等水質保全対策推進事業の成果指標として、河川環境基準(BOD)達成率及び湖沼環境基準(COD)達成率を設定している。 現在の成果指標である環境基準達成率を行政上の目標のひとつとしながらも、特に湖沼に関する各年度の事業の成果指標は、湖沼ごとのCOD改善状況がわかる指標や、県が独自に設定している透明度に関する指標を測定可能な湖沼に設定するなど、県が実施する事業の成果が適切に評価され、県民にわかりやすいものとなるよう検討することが望まれる。		○	90
Ⅳ. 水大気環境課大気保全係に関する結果及び意見			
3 騒音・振動・悪臭対策事業 ①「事業改善シート」における北陸新幹線騒音・振動対策事業に係る成果指標について(意見 19) 北陸新幹線騒音・振動対策事業における成果指標は、騒音環境基準達成率とするよりも、騒音環境基準達成率未達の測定地点があった場合の県の関連機関との打合せ、働きかけの実施状況とするほうが望ましい。		○	106
②自動車騒音常時監視事業における今後の事業展開について(意見 20) 自動車騒音常時監視事業については、今後、県が環境基準未達成の場合における市町村の取組等の情報を収集し、とりまとめ、市町村に情報提供することが可能となれば、本事業の目的達成のために望ましい。		○	106

内 容	区分		頁
	結果	意見	
V. 自然保護課に関する結果及び意見			
1 人と生きものパートナーシップ推進事業 ①企業の掘り起こし方法について(意見 21) 人と生きものパートナーシップ推進事業の広報活動について、紙媒体やホームページによる広報活動とは別に、県内の企業経営者等が集まる会合等に積極的に参加し、事業内容を紹介する機会を設けてもらうことも一つの方法である。 対面での広報活動を強化することにより、より多くの企業等にこの事業の存在や内容を知ってもらえることにつながり、ひいては、より多くの企業等の保全活動への参加を呼び込めるものとする。広報活動のあり方を再検討することが望ましい。		○	114
3 外来生物戦略構築事業 ①委託調査の公表等に向けた取組について(意見 22) 公表物を制作するためには、その前提としての調査が必要であり、外来生物戦略構築事業はこのような調査を行っている。 具体的にどのような調査であり、今後どのように事業を展開する計画なのかを公表することは、外来生物に対する県の基本的な取組姿勢、すなわち危機意識を県民に伝える意味で必要と考える。 具体的な公表の仕方は別途考慮が必要と思われるが、調査内容・成果・報告書・サマリー(要約)はなるべく公表することが望ましい。		○	119
4 自然探勝会事業 ①事業費の執行の事務処理について(意見 23) 全県と長野市地区は計画どおり実施されたが、他地区は台風 19 号(令和元年東日本台風)の影響により中止となり、最終的に委託先に支払った金額は、契約変更後の 55 万円余となっている。 内部での決裁や財務規則等の法令上の手続きは適正に行われていたが、より丁寧な事務処理を行う上では、相手方とのやり取りの経過等を書面で残すことが望ましい。今後の事業実施にあたっては、委託事業とするのか補助事業とするのか等も含めて、必要な改善策を講じる必要がある。		○	122
6 信州ネイチャーセンター構築事業 ①効果的な発注方法の検討について(意見 24) 本事業の細事業であるツアーガイド養成研修及びモデルコース設定・ホームページ機能充実の両事業は、一般競争入札により業者選定をしている。 高度な知識、優れた技術力等が要求される事業の場合は、公募により契約の目的に最も合致した企画を提示し、相手方を選定する「公募型プロポーザル方式」による発注が行われている。事業の目的や性質を考慮し、効果的な発注方法を検討する必要がある。		○	127

内 容	区分		頁
	結果	意見	
7 魅力ある自然公園づくり事業 ①外部委託調査結果の利活用について(意見 25) 本事業の細事業である県立自然公園魅力発見事業のうちの外部有識者等による県立自然公園のポテンシャル診断においては、民間事業者に業務委託を行い、「令和元年度 県立自然公園魅力発見業務報告書」を受領している。 この報告書を県の県立自然公園魅力発見事業のためだけのツールと考えるのは報告書を過小評価するものであり、地元自治体の住民、長野県民、日本国民等に県立公園を広く知ってもらうためのツールとして活用すべきものとする。 報告書そのもの、あるいはその内容について、広く知ってもらうための仕組みが必要であり、報告書の公表も含め情報発信のあり方を検討することが望ましい。		○	130
9 自然保護レンジャー事業 ①活動報告書のとりまとめの正確性について(意見 26) 提出された活動報告書とその活動報告書から作成された知事あての報告書について、諏訪地域振興局からの報告書と松本地域振興局からの報告書の2件をサンプリングし、その内容の検証を行った。 サンプリングした2つの報告書の両方に、単純な集計ミス、事務ミスが発見された。集計作業の正確性の向上を図る必要がある。		○	133
②活動報告書のとりまとめの内容について(意見 27) 自然保護課及び各地域振興局においては、自然保護レンジャーからの活動報告書はもとより、その他の報告についても、対応した事案については、連絡を密に行うなどして、情報の相互共有化を図ることが望ましい。		○	134
10 自然公園施設等整備事業 ①要修繕箇所のリスト化について(意見 28) 自然保護課所有の施設は多数存在し、そのほとんどは高地にある。そのため、損耗が激しく、修繕して直ちに老朽化することも考えられるなど、他部局所有の施設にはない特殊性が存在するが、限られた予算の中で県有施設の計画的な修繕・更新を行っていくためには、県有施設のリストを作成することが望ましい。		○	135

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>11 自然環境整備支援事業</p> <p>①要綱の遵守について(結果1)</p> <p>令和元年度に事業が完了したものは9件となる。この9件について、要綱等に沿った手続が踏まれているかどうかを検証した。その結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱第9に規定されている契約報告書の副本の提出が確認できなかったものが2件 ・交付要綱第9(契約及び遂行状況の報告)に「速やかに地域振興局長に報告」と規定されているものの、契約日から1か月以上が経過してから提出されているものが2件(2件とも諏訪市)。 <p>以上の状況は、交付要綱第9に示す「速やかな」提出とは言えない。要綱を遵守する必要がある。</p>	○		139
<p>①遂行状況等の報告期限について(意見29)</p> <p>本補助事業以外の補助事業では、補助金交付要綱または要領では、契約報告または遂行状況報告の期限を具体的に定めている。たとえば、「民間との協働による山岳環境保全事業」では、「工事等の契約締結日の翌日から起算して14日以内」となっている。本事業についても報告期限を具体的に定める必要がある。</p>		○	139
<p>12 県立自然公園整備支援事業</p> <p>①事業結果の発信について(意見30)</p> <p>「誰もが楽しめる山岳環境の整備を全国に発信」とあり、モデル事業であることが明らかにされている。となれば、本事業は歩道整備が終わった段階で事業終了とはいえない。</p> <p>「誰もが楽しめる山岳環境の整備」が達成できているのか、不足している点はないのか、あるいは、同様の効果を他のコストが軽減される方法により実現できないのか等について事業の評価が必要である。</p> <p>令和2年度においては本事業の予算要求はゼロとなっているが、上記のような事後処理活動が行われることが望ましい。</p>		○	142

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>13 民間との協働による山岳環境保全事業</p> <p>①要領等の遵守について(結果 2)</p> <p>事業主体が市町村であるものが 7 件、山小屋関係団体であるものが 2 件で、合計 9 件の内示が行われている。</p> <p>担当する各地域振興局に対して遂行状況報告が行われ、それが県に対しても提出されることとなっているが、監査実施日において 9 件中 2 件(佐久穂町及び松本市)について、県に対する提出を確認することができなかった。</p> <p>工事等の契約締結日の翌日から 起算して 14 日以内に遂行状況報告書を地域振興局長あて提出することとされているが、明らかに徒過しているものが 3 件(阿智村、茅野市及び松本市)で確認された。</p> <p>工事等を分割発注している場合において、その都度遂行状況報告をするのかどうかについては実施要領には明文の記載がなく、実際に分割発注した松本市は最終の契約後に遂行状況報告を発している(ただし、期限は徒過している)。</p> <p>事業主体が山小屋関係団体の 2 件は、対象事業が資材購入であることもあり、遂行状況報告に添付すべき契約書の写しに代えて資材購入先(ホームセンター)の見積書等(写し)が添付されていた。</p> <p>以上の状況は要領に定める規定に反しており、要領を遵守する必要がある。</p>	○		145
<p>①事業箇所選定過程の透明化について(意見 31)</p> <p>前年度の 6 月~8 月にかけて、各市町村等に実施要望箇所についての照会を行っており、場合によっては現地確認を行っているとのことであった。そして、その照会結果をもとに予算編成を進め、当年度は要望額通り内示されたとのことであった。</p> <p>しかしながら、近年の長野県内における災害等の発生状況を鑑みると、今後、実施希望箇所の事業費の総額が予算額を大幅に上回る状況が想定される。</p> <p>このような状況となった場合は、当該事業に限らず、事業箇所の選定過程を市町村等に周知するなど、透明化を図る必要がある。</p>		○	145

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>14 登山道等緊急整備支援事業</p> <p>①要領等の遵守について(結果 3)</p> <p>市町村等は、工事等の契約締結日の翌日から起算して 14 日以内に登山道等緊急整備支援事業遂行状況報告書を各地域振興局長あてに提出することとなっているが、事業中止となった 1 件を除く 7 件中 3 件(木曾町、宮田村、白馬村)が期限を徒過して提出がなされている。また、民間との協働による山岳環境保全事業においても状況報告が遅延している例が見受けられた。</p> <p>また、事業完了後に市町村等と各地域振興局との間で実績報告や補助金額の確定の進められるが、各地域振興局長は、補助金の額を確定したときは、速やかに様式第 12-2 号を環境部長に提出することとされているが、6 件中 1 件(諏訪地域振興局)はその様式が用いられていない。</p> <p>以上の状況は要領に定める規定に反しており、要領を遵守する必要がある。</p>	○		150
<p>①状況報告の提出期限について(意見 32)</p> <p>事業主体である市町村等と各地域振興局、各地域振興局と環境部長(または長野県知事)との間で所定の報告が求められている事業が複数存在する。</p> <p>各事業の共通する事務に「遂行状況報告」(事業主体→地域振興局長または知事)があるが、報告(提出)期限の規定が事業毎に異なっている。</p> <p>たとえば、市町村等が工事等の契約締結を行った際に各地域振興局長に提出することとなっている状況報告は、自然公園整備支援事業では「速やかに」、県立自然公園整備支援事業では「補助金の交付決定のあった月の翌月の末日から起算して 10 日以内」、民間との協働による山岳環境保全事業及び登山道等緊急整備支援事業では「工事等の契約締結日の翌日から起算して 14 日以内」と異なる期限が定められている。また、様式についても、県立自然公園整備支援事業、山岳環境保全事業及び登山道等緊急整備支援事業は様式が定められているが、自然公園整備支援事業は市町村等からの報告書の副本を提出すれば足りることとなっている。</p> <p>必要に応じて報告期限の統一を図るなど、改善が図られることが望ましい。</p>		○	150

内 容	区分		頁
	結果	意見	
VI. 資源循環推進課に関する結果及び意見			
<p>1 “チャレンジ 800”ごみ減量の推進</p> <p>①廃棄物のさらなる削減推進について(意見 33)</p> <p>家庭系一般廃棄物の内容を見ると生ごみ及びプラ類が最も多く、これらを削減することが全体の排出量削減に大きく寄与することがわかる。このことについては、信州発もったいないキャンペーン、信州ごみげんねっとの運営、広報媒体を活用した啓発、環境教育の推進を、プラ類については、レジ袋削減キャンペーン、河川等での廃棄物一斉回収を通じて削減推進を行っている。</p> <p>事業系ごみのうち事業者から排出される紙ごみ食品廃棄物の削減として、地域循環圏の形成・支援、残さず食べよう！30・10 運動、信州発もったいないキャンペーン、信州ごみげんねっとの運営、広報媒体を活用した啓発、事業系廃棄物の効果的削減施策検討を通じてその目標を達成するとしている。</p> <p>一般廃棄物の内容に沿った施策を実行していることがわかり、排出量が最も少ない長野県がさらなる削減に向けて関係諸団体と連携協議している姿勢は評価できる。県においては、今後も積極的な施策で一般廃棄物排出量の削減に取り組んでいくことが望まれる。</p>		○	154
<p>10 産業廃棄物処理業者等の指導育成</p> <p>①報告書送付と DX 戦略について(意見 34)</p> <p>産業廃棄物処理実績報告書の提出については、多くの事業者が電子化を求めている可能性が考えられる。</p> <p>折しも長野県は、令和 2 年 7 月 21 日に長野県 DX 戦略を策定している。</p> <p>同戦略は、県民生活と行政の DX を推進するスマートハイランド推進プログラムと県内産業の DX を推進する信州 IT バレー構想で構成されている。このスマートハイランド推進プログラムは、7つの重点プロジェクトで構成され、そのうちのスマート自治体推進プロジェクトなどを通し、オンライン申請などのデジタル技術の活用により確かな暮らしを営むことを目指すというものである。</p> <p>この報告書のためだけにシステムを構築して報告をするというのであれば過剰投資とも考えられるが、すでに表計算ソフトで作成されている報告書のひな型をメールで送るということであれば、既存のインフラ利用であり郵送費用である年間数十万円の予算を削減できる可能性が高い。また、紙面での報告書の印刷・封入・投函等に費やす県職員の時間を考えると、長野県 DX 戦略にも適う方向性であり、IT を利用しての報告書の送付、作成、受領を検討することが望ましい。</p>		○	168

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>17 廃棄物不適正処理の防止</p> <p>①県の対応について(意見 35)</p> <p>県内の廃棄物収集運搬業及び廃棄物処分業の許可を受けていた事業者が排出した大量の産業廃棄物が保管され行政指導を行っても処理されない違法状態が長期に渡り継続しており、さらに同事業所内の焼却施設から発生した燃え殻・ばいじんから基準を超えるダイオキシンが検出された。当該事業者に対し県は、再三にわたる行政指導を行っているが、事業者はその指導の受取を拒否している。</p> <p>平成 21 年 3 月の許可取消し以降も県は、継続的に現地を調査している。同事業所の立入調査を行うとともに、同事業所横を流れる河川についてダイオキシン類を測定している。そのダイオキシン類の測定において、環境基準を超えるダイオキシン類が検出されている。</p> <p>ダイオキシンが検出された後は応急措置を事業者に求めているが、事業者が対応しないため、事業者に代わって県がシート張りをしている状況がその後も続いている。</p> <p>当該行為は、本来事業者が行うべきものを県である行政が行っているという点で行政代執行により行っているとも考えられる。その予算執行について法的根拠を確認することが望ましい。また、一時保全事業としているがその期限が見えず、この状況に対して、今後のビジョンを示すことの検討が望まれる。</p>		○	178
<p>②河川水について(意見 36)</p> <p>意見 35 に記載した事例について、平成 22 年 11 月に当該地から十数メートル離れた河川でダイオキシン類が検出されて以来、県は定期的にその河川のダイオキシン類の測定を行っている。</p> <p>必ず採取しているのは焼却施設から一番近い下流地点である。上流地点を採取しているのは平成 23 年 1 月と平成 24 年 7 月の 2 回だけであるが、その 2 回について下流地点と比較すると、下流地点の含有量が 10～200 倍前後となっていることがわかる。</p> <p>県がダイオキシン類を測定している採取日の直前の降水量を調べた結果、直前 7 日間の降水量が多いと必ず検出値が高くなるとはいえないが、検出値が高い時は降水量が多いという関連性が見える。</p> <p>以上を鑑みれば、下流でのダイオキシン類の検出と焼却施設に関連性がないと言い切ることはできない。平成 27 年以降梅雨時の採取が行われていないが、降水量と検出値に関連性がないことを確認するためにも、さらには、生活環境保全上の支障がないことを確認するためにも、採取日を梅雨時にするなど採取時期・タイミングを検討することが望ましい。</p>		○	180

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>③土壌及び燃え殻・ばいじんについて(意見 37)</p> <p>意見 35 に記載した事例について、現地の燃え殻・ばいじんを実際に確認すると、操業を止めてから 10 年以上経過しているためか、どれが燃え殻・ばいじんどれが土壌なのかを判別することが難しく、それぞれが混然となっている状況である。</p> <p>県の見解によれば、ダイオキシン類自体は、水には溶けず土壌の上に置いておいたとしてもそれが地下に浸透することはない、結果として直接地下水を汚染することもないということである。しかしながら、土壌の上に燃え殻・ばいじんを放置している状況であるため、土壌、燃え殻・ばいじんが適切に管理されていることについてさらなる監視が望まれる。</p>		○	181
<p>④周辺地域の土壌における値について(意見 38)</p> <p>意見 35 に記載した事例について、土壌は 2 か所採取しているが、このうちの 1 か所では 280pg-TEQ/g と調査指標値を超えた値が検出されている。</p> <p>調査指標値を超える値が検出された場合、ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルによれば、周辺の状況に応じて追加で調査を行うこととされているが、監査時点ではその調査が行われていない。当該マニュアルに従い、調査指標確認調査の実施を検討する必要がある。</p>		○	182
<p>⑤新規の不適正処理事案の発生を未然に防止することについて(意見 39)</p> <p>産業廃棄物の不適正処理事案については、解決までに長い期間を要するものや、本報告書で例示した事案のように解決のめどが立たないケースが見受けられる。そのような事案に適切に対応していくとともに、新規の不適正事案の発生を未然に防ぐ取組が重要となる。</p> <p>事務処理要領を作成し、新たな不適正事案の防止に努めているとのことだが、今後もそのような取組を効果的・効率的に実施していく必要がある。</p>		○	182